

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策12:情報通信技術利用環境の整備</p>	<p>担当部局課室名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 大村 真一 電波部電波政策課長 布施田 英生</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。</p>		<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>情報通信(ICT政策)</p>	
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) ^(※2)			
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	
<p>電気通信事業分野の公正な競争環境の整備</p>	<p>① 公正な競争促進に向けた取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。 ・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。 ・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(平成31年3月5日公布)。 また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正(平成31年3月8日公布)</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和元年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」を策定・公表。 ・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うために開催した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において最終報告書を取りまとめ(令和2年2月)。 ・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和2年度の接続料算定に必要となる第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月10日公布)、同規則に基づきLRICモデルを通知。また、「長期増分費用モデル研究会」において令和4年度以降の接続料算定に適用し得るLRICモデルを検討。 ・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和元年9月に第三次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月27日公布)</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性及び競争は阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の進捗を指標として設定。</p>

<p>情報システムのIPv6 対応の促進</p>	<p>2</p>	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 <アウトプット指標></p>	<p>年7箇所</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施箇所数を測定指標として設定。</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) 行政指導(警告メール) 約6,000通 報告徴収 0件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成30年度値) 行政指導(警告メール) 約5,700通 報告徴収 4件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成29年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 6件 行政処分(措置命令) 2件</p> <p>(平成28年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 7件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 21件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 36件 行政処分(措置命令) 7件</p>	

<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスの改善の実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役割へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。 ・情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備（「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け）を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催（平成31年4月に中間報告とりまとめ）。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出（令和元年5月成立）。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除に伴う対価請求項目の追加やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催し、令和元年12月に報告書を取りまとめた。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、適信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月に成立、10月より施行されている。本法改正を受け、その詳細を定める省令やガイドラインの整備を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】 令和元年度：15,971件 平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>
--	----------	--	---	---------------	--------------	---	--	--	--

電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現

<p>情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し</p>	<p>⑤ 電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。</p>	<p>平成30年度に発生したソフトウェアに起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。</p>	<p>2件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。</p>	<p>電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度) 重大事故:2件 電気通信事故検証会議開催回数:5回 (平成30年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成29年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成28年度) 重大事故:5件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成27年度) 重大事故:8件 電気通信事故検証会議開催回数:7回</p> <p>(注)重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務:継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス:継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く):継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上 ・衛星、海底ケーブルその他これに準する重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの</p>
<p>電気通信機器の技術基準適合性の確保</p>	<p>6 市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>40台</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、市場調査を行う端末機器の台数及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数を指標として設定。</p> <p>注:これまでMRA国際研修会の参加者数に係る令和2年度の目標値を240人としていたが、近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を受け、より高い目標として270人に変更した。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止</p> <p>(平成30年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:228人</p> <p>(平成29年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:240人</p> <p>(平成28年度値) ・市場調査機器台数:39台 ・MRA国際研修会参加者数:243人</p> <p>(平成27年度値) ・市場調査機器台数:42台 ・MRA国際研修会参加者数:240人</p>
<p>7</p>	<p>MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)</p>	<p>240人</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>270人</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>270人</p>	<p>240人</p>	<p>240人</p>	<p>270人</p>

	地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年4件	平成30年度	年4件	令和2年度	年4件 5件	年4件 8件	年4件 —	地域データセンターの整備の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、指標として設定。	
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための国際調整や国内の他システムとの周波数共用の検討等の実施による移動通信システム用の周波数帯域幅の確保	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 ＜アウトカム指標＞	約900MHz幅（携帯電話等） 約350MHz幅（無線LAN）	平成29年度	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅（約2500MHz幅）を確保	令和2年度	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅（約2500MHz幅）を確保。	2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅（無線LANチャネルとして80MHz幅）を確保。また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム（5G）の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2019年4月、情報通信審議会より「次世代高効率無線LANの技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年7月、周波数割当計画を変更し、5.6GHz帯無線LANの使用周波数帯の拡張により5MHz幅を確保。また、2019年6月、同審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（ローカル5G）の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年12月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として100MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	—	スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数帯域幅の拡大に向けた取組を指標として設定。 【参考】（周波数割当計画の態様による。） 携帯電話用約900MHz幅（平成29年度値） 無線LAN用約350MHz幅（平成29年度値） 携帯電話用約3100MHz幅（平成30年度値） 無線LAN用約450MHz幅（平成30年度値） 携帯電話用約3200MHz幅（令和元年度値） 無線LAN用約455MHz幅（令和元年度値）
								無線システムの高度化や電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な技術標準等の検討による制度整備を実施		⑩	新たな電波利用システムの実現に必要な技術標準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。
								電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。		
								第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件	ローカル5Gの導入のための制度整備など8件	—		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年	令和元年度	令和2年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	158百万円 (143百万円)	211百万円 (190百万円)	231百万円	1	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1)電気通信事業政策の包括的検証に関する調査研究 (2)電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (3)電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (4)インターネット環境の整備・維持に関する調査研究 (5)無電柱化の更なる推進に向けた情報通信基盤の整備・維持に関する調査研究 (6)電話リレーサービスにおける交付金制度等に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:9件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:78件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発展の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、適正な料金水準に基づくブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0113
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	343百万円 (311百万円)	417百万円 (384百万円)	475百万円	3.4	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:3件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数:15,971件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数:2,674件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数:17,521,910件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数:765,637件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0114
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	32百万円 (29百万円)	48百万円 (35百万円)	47百万円	5.6.7	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果等を活用した、ガイドライン等の見直しの件数:2件(令和3年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率:100%(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数:40台(令和元年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:0人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進展する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上の実現に寄与する。</p>	0115

(4)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	9百万円	3.4	<p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者、消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。そのための関係者による継続的な意見交換や消費者関係施策の一体的推進に取り組む場として電気通信消費者支援連絡会を開催する。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,660回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0116
(5)	国際VHF周波数変更対策のための損失補償(平成29年度)	52百万円 (10百万円)	18百万円 (1百万円)	-	10	<p>平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、そのうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局、令和元年度は28局についてその工事費用を補償した。(総数335局のうち、廃局や辞退により113局は対応不要となった)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数変更命令対象無線局数:6,197局(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・損失補償を行った無線局数:28局(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2015年世界無線通信会議(WRC-15)による国際電気通信連合(ITU)憲章に規定する無線通信規則の付録第18号の改正に基づき、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)が改正された。本事業により新たな周波数割当計画による海上通信システムの円滑な導入及び船舶の航行安全の通信体制の確保が図られることにより、情報通信技術利用環境の整備に寄与するものである。</p>	0118
(6)	迅速な応急復旧のための体制整備に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	230百万円 (171百万円)	-	-	<p>迅速な応急復旧のため、以下の体制整備を行う。 ・通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする。 ・総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・迅速な応急復旧のための体制整備に加わる組織数:7(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・防災訓練の参加人数:140人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・災害時等における初動対応等の訓練を通じて、関係機関間の連携等に係る具体的な連絡体制や業務フローを改善することにより、通信インフラの早期復旧に係る対応の実効性の確保に寄与するものである。</p>	0119
(7)	災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備(令和元年度)	-	0百万円 (0百万円)	200百万円	-	<p>各総合通信局等の移動電源車の配備計画を見直し、災害による電気通信設備等への電源供給の途絶や、避難所等の重要拠点における停電に備えるため、当該移動電源車を派遣して、必要となる電源確保を迅速に行う体制を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新規配備台数:9台(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・移動電源車:0台(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・総合通信局等に移動電源車を新たに配備することにより、災害時等における重要拠点の通信確保のための支援体制の強化に寄与するものである。</p>	0120

(8)	インターネット上の海賊版サイト対策に係る検討経費(令和2年度)	-	-	200百万円	-	<p>総務省の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」最終報告書において、次の方針を示したことを踏まえ、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP(インターネットサービスプロバイダ)が、ユーザの同意を得て、ユーザのアクセス先をチェックし、特定の海賊版サイトへのアクセスを検知した場合に警告画面を表示する「アクセス警告方式」については、個別同意を前提とした試行的実施等の技術検証を進めるほか、引き続きユーザの意向や技術・コスト面の状況把握に努めること ・端末側における、青少年向けフィルタリングサービスや、セキュリティ対策ソフトによる対応策を着実に促進していくため、フィルタリングソフトのユーザ利便の向上や、セキュリティ対策ソフトへの海賊版リストの迅速な反映を可能とする枠組みを速やかに作ること ・民間主導の枠組みを尊重しつつ、適切な支援の在り方を検討するとともに、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告出稿の抑制といった海賊版対策を総合的に推進していくことが重要であること <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果を活用した対策:3件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験及び調査実施件数 ・協議会・研究会等開催件数 ・セキュリティ対策ソフトにおいて海賊版サイトへのアクセス抑止方策を参照する企業数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 違法にアップロードされた日本の漫画等が、インターネット上で無料で閲覧できる海賊版サイトの登場により、著作権侵害及び具体的な経済的被害が生じている中、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施することにより、インターネット上における権利保護に資する方策の社会実装の促進に寄与する。</p>	新02-0019
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	44百万円 (30百万円)	46百万円 (12百万円)	26百万円	-	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:35件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:2件(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁 0029
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,4,5,7	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	5	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	3	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	4	携帯音声通信事業者による携帯音声通信業務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	6,7	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準4分の3。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。 ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長。
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低コストかつ高速のプロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額	1,739百万円 (1,426百万円)	1,355百万円 (1,169百万円)	977百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (2) デジタルトランスフォーメーションの推進 ・光ファイバ整備を加速するとともに、プロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 I 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (3) デジタル格差対策 (4) データ流通環境の整備、セキュリティ/トラストの確保 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 (3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備					
観光ビジョン実現プログラム2020	令和2年7月14日	別紙 インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策 視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 ・災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。【継続】					
まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年7月17日	6. 新しい時代の流れを力にする (1) 地域における Society 5.0 の推進 (2) 地域における情報通信基盤等の環境整備 a) 5Gなどの情報通信基盤の早期整備					
知的財産推進計画2020	令和2年5月27日	5 コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。